

施工管理業務委託積算基準

第1項 総則

1. 適用範囲

この積算基準は、愛知県建設部が発注する土木工事に係る施工管理業務を発注する場合に適用する。

2. 業務委託料

業務委託料の構成等については「調査・設計業務委託積算基準及び歩掛表（愛知県建設部）第5章 設計業務等積算基準」に準じる。

3. 業務委託料の積算

業務委託料の積算については「調査・設計業務委託積算基準及び歩掛表（愛知県建設部）第5章 設計業務等積算基準」に準じる。ただし、「**その他原価**」については、 **$\alpha=25\%$** とする。

第2項 積算基準

1. 業務内容

(1) 打合せ

- ・業務の実施にあたり、監督員と管理技術者は、業務着手時及び業務完了時に、業務の全体計画等について打合せを行うことを基本とする。
- ・業務履行期間中、監督員と管理技術者については定期的な打合せを行うことを基本とし、打合せの頻度等は設計図書によるものとする。
- ・定期的な打合せについては、業務着手時及び業務完了時の打合せと兼ねることが出来る。

(2) 工事管理

- ・施工管理業務委託特記仕様書第4条を基本とする。

(3) 指揮・監督業務

- ・施工管理業務委託特記仕様書第4条を基本とする。

(4) 工事監督支援

- ・施工管理業務委託特記仕様書第5条を基本とする。

2. 標準歩掛

標準歩掛は以下のとおりとする。

(1) 施工管理業務

1) 工事管理

1 工事あたり

作業区分	単位	数量	職種	備考
工事管理	人	0.25	技師（A）	工事書類、関係資料の確認を対象とする。

※管理技術者を対象とする。

2) 施工管理

1月当たり

作業区分	単位	数量	職種	備考
指揮・監督	人	0.5	技師(A)	
施工管理	人	N(式①による)	技師(C)	

※指揮・監督については管理技術者、施工管理については担当技術者を対象とする。

①施工管理については以下のとおりとする。

・施工管理(式①) $N=3.9 \times \text{週あたり技師(C)が実施する業務の量}^*(日)$

※業務の量については特記仕様書(記載例)第3条に記載した業務の内容(資料作成、段階確認、協議資料作成等(移動時間を含む))を実施するにあたって通常技師(C)が要する日数を記載する。

・施工管理の職種は技師(C)を標準とする。但し、業務内容が標準的でない場合は別途考慮するものとする。

(2) 打合せ

1月当たり

作業区分	単位	数量	職種	備考
定例打合せ	人	1.0	技師(A)	移動時間を含む。 2回/月を標準とする。

※管理技術者を対象とする。

①定例打合せ

・定例打合せの数量

管理技術者の直接人件費については、監督員との打合せとして1ヶ月当たり2回計上することすることを標準とし、必要に応じて打合せ回数を増やすことができるものとする。

打合せは、1月あたり技師(A)を1.0人計上するものとする。

・定例打合せの内容等

定例打合せの内容は以下のとおりとし、監督員と管理技術者が行うこととする。

- ①業務内容に関する事項
- ②業務の履行状況の確認
- ③業務の実施計画
- ④その他業務の実施上の必要となる事項

なお、管理技術者は、工事現場の状況等を把握した上で業務打合せにあたることとする。

(3) 直接経費

1) 事務用品費

施工管理業務に係る持ち込みパソコン等の費用については事務用品費として直接経費に計上するものとし、標準価格は下記のとおりとする。

1 業務あたり（単年度契約の場合）

品目	単位	単価	備考
ノートパソコン（総合ソフト、一太郎、ウイルスチェックソフト インストール済み）	月	24,950円	CADあり
	月	11,500円	CADなし
レーザープリンタ	月	15,270円	A3カラー
インターネット設置費用	月	6,000円	

1. 各種機器の保守料については、必要な場合に別途計上する。
2. 業務担当者間のネットワーク機器及び消耗品については、その他原価で計上している。
3. ノートパソコン、レーザープリンタについては、1台・月あたりの単価とする
4. 本仕様外の機器等を導入する場合は、リース料を別途考慮するものとする。
5. レーザープリンタ、インターネット設置費用は、必要に応じて計上するものとする。

パソコンは、次の仕様を満足するものとする。

ハード：ノートパソコン、マウス、テンキー

ソフト：OS（Windows 7 相当）

ワードプロセッサ（一太郎相当）

総合ソフト（Microsoft Office Home & Business 相当）

ウイルスチェックソフト（ウイルスバスタービジネスセキュリティ相当）

CADソフト（AutoCAD LT 相当）

2) 業務用自動車運転費

施工管理に必要な（定例打合せを含む）業務用自動車運転費（運転人件費は計上しない）を直接経費に計上するものとする。なお、積算は地質調査積算基準2-6-6を準用するものとする。

算出方法は以下により算出するものを標準とする。

ライトバン運転費（1500cc 2時間）× 必要日数

ただし、上記運転時間によりがたい場合については別途設定してもよい。